

横浜市国民健康保険運営協議会 議事録要旨

日 時	平成 22 年 2 月 16 日（火）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分
開催場所	ホテル横浜ガーデン 5 F ライラックの間
出席者	委員 18 名（傍聴者 0 名）

	議事 1 平成 21 年度国民健康保険事業費会計補正予算（案）について
事務局	<p>（資料に基づき概要を説明）</p> <p>平成 22 年 2 月の市会に、約 79 億円の増額の補正予算案を提出した。歳出においては医療費の伸びによる給付費及び高額医療費拠出金の増、歳入においては給付費増に伴う国費や県費の増が主な補正要因となっている。</p>
	〈 質問・意見なし 〉
	議事 2 平成 22 年度国民健康保険事業費会計予算（案）について
事務局	<p>（資料に基づき概要を説明）</p> <p>平成 22 年度予算については、歳出、歳入ともに 3,152 億円となっている。</p> <p>歳出については、平成 21 年度の一般給付費の増を踏まえ 2,000 億円を超える給付費を計上し、県下市町村国保で拠出する共同事業拠出金も増額で見込んでいる。また、平成 20 年度に廃止した老人保健拠出金については、平成 20 年の精算分のみであるため前年度から大幅な減となっている。</p> <p>歳入については、給付費の増に伴い保険料を増額で計上している。また、65 歳以上の医療費を各保険者間で調整交付される前期高齢者交付金の平成 20 年度の不足分が平成 22 年度に追加交付される。</p> <p>また、被保険者数については、リストラ等により社会保険から国民健康保険へ加入する方が増える傾向があり、94 万 9 千人を見込んでいる。</p>
山崎委員	医療費の伸びの見込みは、国が予算計上する際に一定の指針を出しているのか。
事務局	<p>国で見込みを立てているが、地域性があり、各市町村の状況に合わせた予算が組まれている。</p> <p>国の資料では全国的な医療費の動向として 21 年 4 月から 9 月の上半期の平均が前年度比 3% 増となっているが、本市では 5.5% 増という状況であり、やはり地域によりばらつきがある。</p>

	議事3 横浜市国民健康保険条例等の一部改正等について
事務局	<p>(資料に基づき概要を説明)</p> <p>大きく3つの法令改正が予定されており、これに伴い平成22年第1回市会定例会に、追加議案として「横浜市国民健康保険条例」の一部改正案を上程する予定。</p> <p>一つ目は、現下の厳しい経済環境を背景として、リストラなどで職を失った者に係る国民健康保険料等について、失業期間中における過重な負担等を軽減するための「非自発的失業者に対する保険料負担軽減措置」が平成22年4月1日に施行される予定である。</p> <p>対象要件に該当する場合、前年の給与所得を100分の30とみなして算出された市民税額を国民健康保険料の算定基礎とするものである。また、高額療養費等の所得区分判定においても当該制度が適用される。</p> <p>二つ目は、保険料賦課限度額の引き上げである。</p> <p>医療分を3万円、支援分を1万円引き上げることにより、保険料が限度額に達していない中間所得者層の多くの世帯の保険料負担を緩和する効果がある。</p> <p>三つ目は、平成21年度までとされていた、国費や県費及び市町村国保等で財政を支えあう各種の財政基盤強化策が25年度までの4年間継続実施されるというものである。</p> <p>以上の3つに加え、社会保険等の被扶養者であった者が国民健康保険に加入した場合に保険料の軽減措置を講じる「旧被扶養者減免」の継続延長並びに、70歳～74歳の国保加入者の一部負担金負担割合について平成22年度においても1割負担のまま継続される。</p> <p>また、国民健康保険料の特別徴収開始時期については、「非自発的失業者に対する保険料負担軽減措置」に係る電算システム改修を早急且つ優先的に着手する必要性が生じたことにより、開始時期を1年間延長する方向で調整していきたいと考えている。</p>
藤井委員	国において年度内に、資格証世帯について高校生までの短期証を交付するという方向性を示しているが、横浜市はどうする予定なのか。
事務局	国の方針としては、4月に法改正7月から実施の予定だが、横浜市においては資格証世帯の方と接触する機会として有効な手段として考えており、このような様々な要件を勘案しつつ検討していきたいと考えている。
戸塚委員	<p>保険料賦課限度額の引き上げについて、この目的は、中間所得者層の世帯の保険料負担を緩和するために行うのか、それとも保険料全体を少しでも増やすために行うのか。</p>

事務局	保険料を賦課する金額は医療費の見込み等で総額が決まっており、この全体の保険料賦課額をどう所得者層に配分するかということであり、総額全体が変わるものではない。
	その他
事務局	(資料に基づき概要を説明) 2月14日の朝日新聞朝刊に神奈川県内の22市町国保が実質赤字と取り上げられた。本市では繰上充用で142億円、一般会計から131億円繰り入れており、これを実質収支マイナス273億円と取り上げられている。
西郷委員	平成20年度の実質収支赤字の部分が横浜市は川崎市の3倍に達しない額になっているが、最終的な収支が県下で横浜市のみ赤字であるのはなぜか。 また、医療費が見込みより多くかかったのは、新型インフルエンザや高度医療化だということだが、それは県下どこも同じ状況ではないのか。
事務局	平成20年度の赤字収支は、被保険者の推移や医療制度改革によって収支の読みが悪い方に出してしまったことが原因である。 川崎市との収支差については、川崎市は年度末に収支不足部分を一般会計からの繰入金で補填する手法をとっているため、表面上は赤字が出ない形となっているが、横浜市は保険料を下げたため、当初予算段階から一般会計繰入金を計上しており、見込みと実績との差によっては収支不足が発生する形となる。
加藤委員	前回要望した向精神薬の処方量を多量に求める患者の対策について、「今後分析・研究していきたい」とのことだが、具体的な動きはないと思われるため早急に検討委員会等を立ち上げて検討することを要望したい。
事務局	前回の当運営協議会以降、神奈川県医療課へ相談したところ、県の薬務課等においても、この問題について認識しており、保険者としての対応についてモデル案を検討したいという情報交換をしている状況である。